

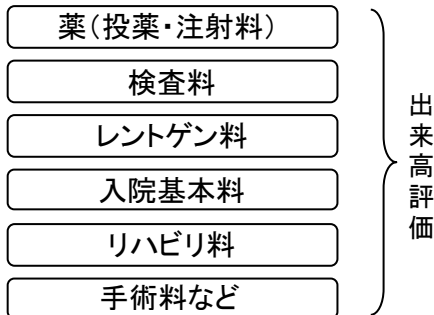
## 新しい入院医療費の計算方法（DPC）のご案内

当院は、厚生労働省から診断群分類包括評価(DPC)の対象病院に認可され、平成21年4月1日以降の入院患者さんより新しい入院料の計算方法として『DPC』による包括払い方式が適用されます。これにより入院医療費の計算方式が下記のとおり変更になります。

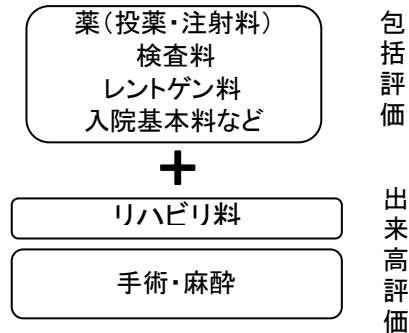
### 『DPC（診断群分類包括評価）』とは？

入院される患者さんの傷病名の種類や診療内容に応じて決められている1日あたりの定額の医療費を基本として、入院全体の医療費の計算を行う方式(包括払い方式)です。

#### 従来の会計方式（出来高払い）



#### DPCの会計方式（包括払い）



### 『DPC』導入で、医療費はどのようにかわるのですか？

これまでの計算方法は診療内容によって、それぞれの料金を計算して合計の医療費を出す『出来高方式』でした。平成21年4月1日からは病気の種類、手術(処置)施行の有無、合併症の有無によって病気を分類し、その分類毎に1日あたりの包括診療部分の医療費が決められる『包括払い方式』となります。この病気の分類は1回の入院で、1つだけ決定することになっています。

### 具体的な計算方法は？

手術、麻酔、リハビリ、一部の処置・検査(内視鏡など)等は、実施された項目に応じて従来通り出来高払い方式により算定されます。包括部分の1日あたりの定額医療費は、入院期間の長さによって3段階に変わります。また医療機関別係数があり、出来高方式で算定された部分と包括部分の合計額が入院医療費となります。

$$\text{入院医療費} = \underbrace{\frac{\text{1日あたりの定額医療費}}{\text{}} \times \text{入院期間} \times \text{医療機関別係数}}_{\text{包括部分}} + \underbrace{\text{出来高払診療費}}_{\text{出来高部分}}$$

### 医療費の支払い方法は変わりますか？

患者さんの一部負担金のお支払い方法は従来の方法と基本的には変わりません。ただし、入院後、症状の経過や治療の内容によって診断群分類が変更になった場合(傷病名が変わった場合)には、入院初日にさかのぼって医療費の計算をやり直すこととなり、請求額が変更となります。この場合、退院時もしくは退院後に一括して前月までのお支払額との差額の調整を行わせていただくことがありますのでご了承ください。

### DPCに変わって診療費が高くなるということですか？

入院中、患者さんが治療された病気・治療内容、また入院日数によっても1日あたりの医療費が変わるしくみになっています。したがって従来方式と比べて高くなる場合もあれば、安くなる場合もあります。

### すべての入院患者さんがこの制度の対象となるのですか？

すべての患者さんの入院医療費が『DPC』計算となるのではなく、一部出来高計算の場合もあります。患者さんがこの『DPC』計算の対象となるかどうかは、傷病名や診療内容によって異なるため、主治医の判断に基づき計算を行います。この他、次の場合は出来高払いとなります。  
・自費診療、労災保険、自賠責保険適用などの方

### 医療費の支払い方法は変わりますか？

従来どおり毎月の一部負担金のうち一定額を超える額について、高額療養費制度が適用されます。(食事代、室料などは対象外になります。)

★ ご不明な点がございましたら1階医事課窓口までお問い合わせください。